

参 考 資 料

	ページ
・ 参考 1 労働災害防止団体改革検討専門委員会委員名簿	1
・ 参考 2 労働政策審議会安全衛生分科会運営規程	2
・ 参考 3 労働政策審議会安全衛生分科会労働災害防止団体 改革検討専門委員会の設置について	3
・ 参考 4 労働政策審議会令	4
・ 参考 5 労働災害防止団体法、労働災害防止団体法施行規則	5
・ 参考 6 労働災害防止団体法第二条第二項の規定に基づく業種	1 6
・ 参考 7 労働災害統計	1 7
・ 参考 8 第 1 1 次労働災害防止計画(概要)	2 0

**労働災害防止団体改革検討専門委員会
委員名簿**

(敬称略)

(公益代表)

相澤 好治	北里大学副学長
三柴 丈典	近畿大学法学部准教授
五十嵐邦彦	公認会計士
田極 春美	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング(株)主任研究員

(労働者代表)

市川 佳子	日本労働組合総連合会（連合）総合労働局雇用法制対策局長
谷口 元	全国ガス労働組合連合会中央執行委員長

(使用者代表)

高橋 信雄	J F E スチール(株)安全衛生部 部長
中村 聡子	日本アイ・ビー・エム(株) 産業医

労働政策審議会安全衛生分科会運営規程

第1条 労働政策審議会安全衛生分科会(以下「分科会」という。)の議事運営は、厚生労働省設置法(平成11年法律第97号)第9条、労働政策審議会令(平成12年政令第284号。以下「審議会令」という。)及び労働政策審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 分科会に属すべき委員及び臨時委員(以下「委員等」という。)のうち、労働者を代表するもの、使用者を代表するもの及び公益を代表するものは、各7人とする。

第3条 分科会の会議(以下単に「会議」という。)は、会長の請求があったとき、分科会長が必要があると認めるとき又は委員等の3分の1以上から請求があったときに分科会長が招集する。

2 会長又は委員等は、分科会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

3 分科会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも7日前までに付議事項、日時及び場所を委員等及び会長に通知しなければならない。

4 前3項の規定は、第5条に規定する部会について準用する。

第4条 委員等は、分科会長の許可を受けて、代理者を出席させることができる。ただし、代理者は、審議会令第9条第3項において準用する同条第1項及び第2項の規定の適用については、欠席したものとして取り扱う。

第5条 分科会に、じん肺に関する予防、健康管理その他の重要事項を調査審議させるため、じん肺部会(以下「部会」という。)を置く。

第5条の2 分科会に、その所掌事務について特に専門的な調査を行う必要があるときは、その定めるところにより、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の議事運営に関し必要な事項は、分科会長が分科会に諮って定める。

第6条 部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、労働者を代表するもの、使用者を代表するもの及び公益を代表するものは、各5人とする。

第7条 部会が第5条に定める事項について議決をしたときは、当該議決をもって分科会の議決とする。ただし、分科会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、分科会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りでない。

第8条 この規程に定めるもののほか、部会の議事運営に関し必要な事項は、分科会長が部会に諮って定める。

第9条 この規程の改廃は、分科会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成23年4月13日から施行する。

労働災害防止団体改革検討専門委員会の設置について

1 趣旨

労働安全衛生関係法人に関する専門的事項を調査させるため、安全衛生分科会に労働災害防止団体改革検討専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

2 組織

- ① 専門委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）は、分科会長が指名する。
- ② 専門委員会に属する委員等のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。
- ③ 専門委員会に座長を置き専門委員会に属する公益を代表する委員又は臨時委員の中から、分科会長が指名する。

3 会議の運営

会議の招集、会議への欠席、議事等専門委員会の会議の運営については、分科会の会議の運営の例によることとする。

また、座長は、専門委員会において調査事項を決議したときは、その都度、文書により分科会長に報告することとする。このとき座長は、専門委員会における少数意見を併せて分科会長に報告しなければならないものとする。

労働政策審議会令（平成十二年六月七日政令第二百八十四号）（抄）

最終改正：平成二二年八月四日政令第一七八号

（組織）

第二条 （略）

2 （略）

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第三条 （略）

2 臨時委員及び専門委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び公益を代表する者並びに障害者を代表する者（障害者の雇用の促進その他の職業生活における自立の促進に関する事項を調査審議する場合に限る。）のうちから、厚生労働大臣が任命する。

3 臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。

4 前項の規定は、専門委員について準用する。

（委員の任期等）

第四条 （略）

2～4 （略）

5 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

6 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（分科会）

第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

（次表省略）

2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、厚生労働大臣が指名する。

3 前項の委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。

4 第二項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。

5 前項の規定は、第二項の専門委員について準用する。

6～9 （略）

（部会）

第七条 審議会又は分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長（分科会に置かれる部会にあっては、分科会長）が指名する。

3 前項の委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。

4 第二項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。

5 前項の規定は、第二項の専門委員について準用する。

6～9 （略）

（議事）

第九条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の三分の二以上又は労働者関係委員（労働者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するものをいう。）、使用者関係委員（使用者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係使用者を代表するものをいう。）、及び公益関係委員（公益を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち公益を代表するものをいう。）の各三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、分科会、部会及び最低賃金専門部会の議事に準用する。

（資料の提出等の要求）

第十条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

労働災害防止団体法（昭和三十九年六月二十九日法律第百十八号）

最終改正：平成二三年五月二五日法律第五三号

第一章	総則（第一条―第七条）
第二章	労働災害防止団体
第一節	通則（第八条―第十条）
第二節	中央労働災害防止協会（第十一条―第三十五条）
第三節	労働災害防止協会（第三十六条―第五十条）
第四節	監督（第五十一条―第五十三条）
第五節	補則（第五十四条―第五十六条）
第三章	雑則（第五十七条・第五十八条）
第四章	罰則（第五十九条―第六十三条）
附則	

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、労働災害の防止を目的とする事業主の団体による自主的な活動を促進するための措置を講じ、もって労働災害の防止に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「労働災害」とは、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二条第一号に規定する労働災害をいう。

2 この法律において「指定業種」とは、厚生労働大臣が、労働災害の発生率その他の事情を考慮し、労働政策審議会の意見をきいて指定する業種をいう。

第三条 削除

第五条 削除

第六条 削除

第七条 削除

第二章 労働災害防止団体

第一節 通則

（種類）

第八条 この法律による労働災害の防止を目的として組織された団体（以下「労働災害防止団体」という。）は、次に掲げるものとする。

- 一 中央労働災害防止協会（以下「中央協会」という。）
- 二 労働災害防止協会（以下「協会」という。）

（人格、住所等）

第九条 労働災害防止団体は、法人とする。

2 労働災害防止団体の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

3 労働災害防止団体でないものは、その名称中に労働災害防止協会という文字を用いてはならない。

4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第七十八条（代表者の行為についての損害賠償責任）の規定は、労働災害防止団体に準用する。

（登記）

第十条 労働災害防止団体は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第二節 中央労働災害防止協会

（業務）

第十一条 中央協会は、労働災害の防止に関し、会員間の連絡及び調整を図るほか、次の業務を行なうものとする。

- 一 事業主、事業主の団体等が行なう労働災害の防止のための活動を促進すること。

- 二 教育及び技術的援助のための施設を設置し、及び運営すること。
 - 三 技術的な事項について指導及び援助を行なうこと。
 - 四 機械及び器具について試験及び検査を行なうこと。
 - 五 労働者の技能に関する講習を行なうこと。
 - 六 情報及び資料を収集し、及び提供すること。
 - 七 調査及び広報を行なうこと。
 - 八 その他必要な業務を行なうこと。
- 2 中央協会は、前項の業務のほか、国からの委託を受けて、次の業務を行うことができる。
 - 一 安全衛生教育に従事する指導員の養成及び資質の向上を図るための業務を行うこと。
 - 二 化学物質等で労働者の健康障害を生ずるおそれのあるものの有害性の検査のための業務を行うこと。
 - 三 快適な職場環境の形成に関する情報及び資料の収集及び提供並びに広報その他の啓発活動を行うこと。
 - 四 一般社団法人又は一般財団法人であつて、都道府県の区域内において事業者に対する快適な職場環境を形成するための措置に係る技術的な事項についての指導及び援助その他の快適な職場環境の形成の促進に関する業務を行うものに対して、相談、助言その他の援助を行うこと。
 - 3 第一項第三号の業務は、指定業種に属する事業以外の事業の事業主及びその事業主の団体に対して行なうものとする。
 - 4 中央協会は、第一項の業務を行なうにあつては、労働安全衛生法 に基づいて策定された労働災害防止計画に即応するように努めなければならない。

(安全管理士及び衛生管理士)

- 第十二条 中央協会は、前条第一項の業務のうち労働災害の防止に関する技術的な事項に係るものを行なわせるため、安全管理士及び衛生管理士を置かなければならない。
- 2 前項の安全管理士及び衛生管理士は、厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから選任しなければならない。

(会員の資格)

- 第十三条 中央協会の会員の資格を有するものは、次に掲げる法人その他の団体とする。
- 一 協会
 - 二 全国的な事業主の団体で労働災害の防止のための活動を行なうもの
 - 三 前二号に掲げるもののほか、労働災害の防止のための活動を行なう団体で定款で定めるもの

(加入)

- 第十四条 協会は、すべて中央協会の会員となる。
- 2 中央協会は、前条第二号及び第三号の法人その他の団体が中央協会に加入しようとするときは、正当な理由がないのにその加入を拒み、又はその加入について不当な条件をつけてはならない。

(会費)

- 第十五条 中央協会は、定款で定めるところにより、会員から会費を徴収することができる。

(設立)

- 第十六条 中央協会は、全国を通じて一個設立することができるものとする。

(発起人)

- 第十七条 中央協会を設立するには、その会員になろうとする五以上の法人その他の団体が発起人となることを要する。

(創立総会)

- 第十八条 発起人は、定款を作成し、これを会議の日時及び場所とともにその会議開催日の一月前までに公告して、創立総会を開かなければならない。
- 2 定款の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。
 - 3 創立総会の議事は、会員の資格を有する法人その他の団体がその会日までに発起人に対して会員となる旨を申し出たものの二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の三分の二以上で決する。
 - 4 第三十一条及び第三十一条の二の規定は、創立総会の議決に準用する。

(設立の認可)

- 第十九条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款及び厚生労働省令で定める事項を記載した書面を厚生労働大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

(成立の時期等)

- 第二十条 中央協会は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。
- 2 中央協会は、成立の日から二週間以内に、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(定款)

- 第二十一条 中央協会の定款には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 業務
- 四 主たる事務所の所在地
- 五 会員の資格に関する事項
- 六 会員の加入及び脱退に関する事項
- 七 会員の権利及び義務に関する事項
- 八 会費に関する事項
- 九 役員に関する事項
- 十 参与に関する事項
- 十一 総会に関する事項
- 十二 会計に関する事項
- 十三 事業年度
- 十四 公告の方法

2 定款の変更は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員)

第二十二条 中央協会に、役員として、会長一人、理事五人以上及び監事二人以上を置く。

2 会長は、中央協会を代表し、その業務を総理する。

3 理事は、定款で定めるところにより、会長を補佐して会務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

4 監事は、中央協会の業務及び経理の状況を監査し、その監査の結果を総会に報告する。

(役員の任免及び任期)

第二十三条 役員は、定款で定めるところにより、総会において選任し、又は解任する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選任する。

2 会長の任期は、三年以内において定款で定める期間とし、理事及び監事の任期は、二年以内において定款で定める期間とする。ただし、設立当時の会長の任期は、一年六月以内において創立総会で定める期間とし、設立当時の理事及び監事の任期は、一年以内において創立総会で定める期間とする。

3 役員は、再任されることができる。

(監事の兼職の禁止)

第二十四条 監事は、会長、理事又は中央協会の職員を兼ねてはならない。

(代表権の制限)

第二十五条 中央協会と会長との利益が相反する事項については、会長は、代表権を有しない。この場合には、定款で定めるところにより、監事が中央協会を代表する。

(決算関係書類の提出等)

第二十六条 会長は、通常総会の開催日の一週間前までに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を監事に提出し、かつ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 会長は、監事の意見書を添えて前項に規定する書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

3 前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。）の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、会長は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

(参与)

第二十七条 中央協会に、参与を置く。

2 参与は、中央協会の業務の運営に関する重要な事項に参与する。

3 参与は、労働災害の防止に関し学識経験がある者のうちから、会長が委嘱する。

4 前三項に定めるもののほか、参与に関し必要な事項は、定款で定める。

(総会の招集)

第二十八条 会長は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

2 会長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。

第二十八条の二 総会員の五分の一以上から総会の目的である事項を示して請求があつたときは、理事は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総会員の五分の一の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができる。

(総会の招集の通知)

第二十八条の三 総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも五日前に、その総会の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従つてしなければならない。

(総会の議決事項)

第二十九条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- 一 定款の変更
- 二 事業計画及び収支予算の決定又は変更
- 三 解散
- 四 会員の除名
- 五 その他定款で定める事項

- 2 総会においては、前条の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、議決をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(総会の議事)

第三十条 総会の議事は、総会員の二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の過半数で決する。ただし、前条第一項第一号、第三号及び第四号の事項に係る議事は、総会員の二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の三分の二以上の多数で決する。

(会員の議決権)

第三十一条 各会員の議決権は、平等とする。

- 2 総会に出席しない会員は、書面で、又は代理人によつて議決をすることができる。
- 3 前二項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

(議決権のない場合)

第三十一条の二 中央協会と特定の会員との関係について議決をする場合には、その会員は、議決権を有しない。

(解散)

第三十二条 中央協会は、次の理由によつて解散する。

- 一 総会の議決
- 二 破産手続開始の決定
- 三 設立の認可の取消し

- 2 中央協会は、前項第一号の規定により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(中央協会についての破産手続の開始)

第三十二条の二 中央協会がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなった場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

- 2 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

(清算中の中央協会の能力)

第三十二条の三 解散した中央協会は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

第三十三条 清算人は、第三十二条第一項第一号の規定による解散の場合には総会において選任し、同項第三号の規定による解散の場合には厚生労働大臣が選任する。

(裁判所による清算人の選任)

第三十三条の二 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の解任)

第三十三条の三 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(清算人の職務及び権限)

第三十三条の四 清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

- 2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(債権の申出の催告等)

第三十三条の五 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

- 2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。
- 3 清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。
- 4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第三十三条の六 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、中央協会の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算中の中央協会についての破産手続の開始)

- 第三十三条の七 清算中に中央協会の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。
- 2 清算人は、清算中の中央協会が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。
 - 3 前項に規定する場合において、清算中の中央協会が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものとあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。
 - 4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(財産処分の方法等)

- 第三十四条 清算人は、財産処分の方法を定め、総会の議決を経て厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
- 2 総会が前項の議決をしないとき又はすることができないときは、清算人は、厚生労働大臣の認可を受けて、財産処分の方法を定めなければならない。
 - 3 残余財産は、労働災害の防止のための活動を行なう団体に帰属させなければならない。

(裁判所による監督)

- 第三十四条の二 中央協会の清算は、裁判所の監督に属する。
- 2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。
 - 3 中央協会の清算を監督する裁判所は、厚生労働大臣に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。
 - 4 厚生労働大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(清算終了の届出)

第三十四条の三 清算が終了したときは、清算人は、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(清算の監督等に関する事件の管轄)

第三十四条の四 中央協会の清算の監督及び清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(不服申立ての制限)

第三十四条の五 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第三十四条の六 裁判所は、第三十三条の二の規定により清算人を選任した場合には、中央協会が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

(検査役の選任)

- 第三十五条 裁判所は、中央協会の清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。
- 2 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人及び監事」とあるのは、「中央協会及び検査役」と読み替えるものとする。

第三節 労働災害防止協会

(業務)

- 第三十六条 協会は、次の業務を行なうものとする。
- 一 労働災害防止規程を設定すること。
 - 二 会員に対して、労働災害の防止に関する技術的な事項について指導及び援助を行なうこと。
 - 2 協会は、前項の業務のほか、当該指定業種に係る労働災害の防止に関し、次の業務を行なうことができる。
 - 一 機械及び器具について試験及び検査を行なうこと。
 - 二 労働者の技能に関する講習を行なうこと。
 - 三 情報及び資料を収集し、及び提供すること。
 - 四 調査及び広報を行なうこと。

- 五 前各号の業務に附帯する業務を行なうこと。
- 3 協会は、前二項の業務のほか、厚生労働大臣の要請があつたときは、当該指定業種に属する事業の事業主及びその事業主の団体会員でないものに対して第一項第二号の業務を行なうことができる。
- 4 第十一条第四項及び第十二条の規定は、協会に準用する。この場合において、第十一条第四項中「第一項」とあり、第十二条第一項中「前条第一項」とあるのは、「第三十六条第一項から第三項まで」と読み替えるものとする。

(労働災害防止規程)

第三十七条 労働災害防止規程には、次の事項を定めるものとする。

- 一 適用範囲に関する事項
 - 二 労働災害の防止に関し、機械、器具その他の設備、作業の実施方法等について講ずべき具体的な措置に関する事項
 - 三 前号の事項の実施を確保するための措置に関する事項
- 2 協会が労働災害防止規程に違反した会員に対する制裁の定めをする場合には、これに関する事項は、労働災害防止規程に定めなければならない。

(労働災害防止規程の認可)

第三十八条 労働災害防止規程は、厚生労働大臣の認可を受けなければその効力を生じない。その変更についても、同様とする。

- 2 厚生労働大臣は、前項の認可の申請に係る労働災害防止規程が次の各号のいずれにも適合すると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。
- 一 内容が法令に違反しないこと。
 - 二 設定又は変更の手續が法令及び定款に違反しないこと。
 - 三 不当に差別的でないこと。
 - 四 労働者の利益を不当に害するおそれがないこと。
- 3 厚生労働大臣は、労働災害防止規程が前項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該協会に対してその労働災害防止規程を変更すべきことを命じ、又は第一項の認可を取り消さなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、第一項の認可に関する処分又は前項の規定による変更の命令若しくは認可の取消しをしようとするときは、労働政策審議会の意見を聞かなければならない。

(労働災害防止規程の廃止の届出)

第三十九条 協会は、労働災害防止規程を廃止したときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(関係労働者等の意見の聴取)

第四十条 協会は、労働災害防止規程を設定しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者を代表する者及び労働災害の防止に関し学識経験がある者の意見を聞かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(会員の順守義務等)

第四十一条 会員は、労働災害防止規程を守らなければならない。

- 2 会員である事業主の事業に係る就業規則は、労働災害防止規程に反するものであつてはならない。
- 3 前二項の規定は、労働災害防止規程が会員の事業について適用される労働協約と抵触するときは、その限度においては、適用しない。

(会員)

第四十二条 協会の会員の資格を有するものは、当該指定業種に属する事業の事業主及びその事業主の団体とする。

- 2 第十四条第二項及び第十五条の規定は、協会に準用する。

(設立)

第四十三条 協会は、指定業種ごとに設立することができるものとする。

- 2 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属する事業に常時使用する労働者の総数が、当該指定業種に属するすべての事業に常時使用される労働者の総数に厚生労働省令で定める率を乗じて得た数をこえることとなるときでなければ、設立することができない。

(発起人)

第四十四条 協会を設立するには、その会員になろうとする二十人以上のものが発起人となることを要する。

(設立に関する準用)

第四十五条 第十八条から第二十条までの規定は、協会の設立に準用する。

(定款)

第四十六条 協会の定款には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 目的
 - 二 名称
 - 三 業務
 - 四 主たる事務所の所在地
 - 五 会員の資格に関する事項
 - 六 会員の加入及び脱退に関する事項
 - 七 会員の権利及び義務に関する事項
 - 八 会費に関する事項
 - 九 役員に関する事項
 - 十 参与に関する事項
 - 十一 総会及び総代会に関する事項
 - 十二 会計に関する事項
 - 十三 事業年度
 - 十四 公告の方法
- 2 第二十一条第二項の規定は、協会の定款の変更に準用する。

(役員等)

- 第四十七条 協会に、役員として、会長一人、理事五人以上及び監事二人以上を置く。
- 2 協会に、参与を置く。
 - 3 第二十二條第二項から第四項まで及び第二十三條から第二十六條まで並びに第二十七條第二項から第四項までの規定は、協会の役員及び参与に準用する。

(総会)

- 第四十八條 会長は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。
 - 3 次の事項は、総会の議決を経なければならない。
 - 一 定款の変更
 - 二 事業計画及び収支予算の決定又は変更
 - 三 労働災害防止規程の設定、変更又は廃止
 - 四 解散
 - 五 会員の除名
 - 六 その他定款で定める事項
 - 4 第二十八條の二、第二十八條の三、第二十九條第二項及び第三十條から第三十一條の二までの規定は、協会の総会に準用する。この場合において、第三十條ただし書中「前條第一項第一号、第三号及び第四号」とあるのは、「第四十八條第三項第一号及び第三号から第五号まで」と読み替えるものとする。

(総代会)

- 第四十九條 会員の総数が三百人をこえる協会は、定款で定めるところにより、総会に代わるべき総代会を設けることができる。
- 2 総代は、定款で定めるところにより、会員のうちから選挙されなければならない。
 - 3 総代の定数は、その選挙の時における会員の総数の十分の二（会員の総数が千人をこえる協会にあつては、二百人）を下つてはならない。
 - 4 総代の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。
 - 5 総会に関する規定は、総代会に準用する。ただし、総代会においては、解散の議決をすることができない。
 - 6 総代会においては、総代の選挙（補欠の総代の選挙を除く。）をすることができない。

(解散及び清算に関する準用)

- 第五十條 第三十二條から第三十五條までの規定は、協会の解散及び清算に準用する。

第四節 監督

(決算関係書類の提出)

- 第五十一條 労働災害防止団体は、毎事業年度、通常総会の終了の日から一月以内に、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 2 労働災害防止団体は、前項の規定により同項に規定する書類を厚生労働大臣に提出するときは、当該書類に関する監事の意見書を添付しなければならない。

(報告等)

- 第五十二條 厚生労働大臣は、この法律の適正かつ円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、労働災害防止団体に対して、その業務に関し必要な報告を命じ、又はその職員に、労働災害防止団体の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告等)

第五十三条 厚生労働大臣は、労働災害防止団体の運営がこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは定款に違反し、又は著しく不当であると認めるときは、その労働災害防止団体に対してこれを是正すべきことを勧告し、及びその勧告によつてもなお改善されない場合に次の各号のいずれかに掲げる処分をすることができる。

一 業務の全部又は一部の停止を命ずること。

二 設立の認可を取り消すこと。

2 厚生労働大臣は、協会が第四十三条第二項に規定する要件を欠くに至つたと認めるときは、その設立の認可を取り消すことができる。

第五節 補則

(補助)

第五十四条 政府は、労働災害防止団体に対して、労働保険特別会計の労災勘定の予算の範囲内において、その業務に要する費用の一部を補助することができる。

(関係行政庁との連絡)

第五十五条 労働災害防止団体は、その業務を行なうにあつては、関係行政庁と密接に連絡するものとする。

(秘密保持義務)

第五十六条 安全管理士及び衛生管理士又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 労働災害防止団体の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者でその職務に関して前項の秘密を知り得たものも、同項と同様とする。

第三章 雑則

(鉱山に関する特例)

第五十七条 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第四条 に規定する鉱業に係る業種の指定に関しては、第二条第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣及び経済産業大臣」と、「労働政策審議会」とあるのは「労働政策審議会及び中央鉱山保安協議会」とする。

2 鉱業法第四条 に規定する鉱業に係る協会に関しては、第二章（労働災害防止規程に係る部分及び第五十二条を除く。）中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣及び経済産業大臣」と、「厚生労働省令」とあるのは「厚生労働省令、経済産業省令」と、第五十二条中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣又は経済産業大臣」とする。

(適用除外)

第五十八条 この法律は、国及び地方公共団体が行う事業については、適用しない。

2 第二章（労働災害防止規程に係る部分に限る。）の規定は、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二条第二項 及び第四項 の規定による鉱山における保安（衛生に関する通気及び災害時の救護を含む。）に関しては、適用しない。

3 この法律は、船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員に関しては、適用しない。

第四章 罰則

第五十九条 第五十六条の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十条 第五十二条第一項の規定により報告を命ぜられて、報告せず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第六十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした労働災害防止団体の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律に基づいて労働災害防止団体が行うことができる業務以外の業務を行つたとき。

二 第十条第一項の政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第十四条第二項（第四十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

四 第三十二条の二第二項又は第三十三条の七第一項（これらの規定を第五十条において準用する

場合を含む。)の規定による破産手続開始の申立てをしなかつたとき。

五 第三十三条の五第一項又は第三十三条の七第一項（これらの規定を第五十条において準用する場合を含む。）の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

六 第三十四条（第五十条において準用する場合を含む。）の認可を受けないで財産処分をしたとき。

七 第五十一条第一項に規定する書類を同項に規定する期間内に提出しなかつたとき。

八 定款、事業報告書、貸借対照表、収支決算書又は財産目録に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

第六十三条 第九条第三項の規定に違反したもの（法人その他の団体であるときは、その代表者）は、十
万円以下の過料に処する。

労働災害防止団体法施行規則（昭和三十九年七月三十一日労働省令第十九号）

最終改正：平成一七年三月七日厚生労働省令第二五号

労働災害防止団体等に関する法律（昭和三十九年法律第百十八号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、労働災害防止団体等に関する法律施行規則を次のように定める。

（安全管理士の資格）

第一条 労働災害防止団体法（以下「法」という。）第十二条第二項（法第三十六条第四項において準用する場合を含む。以下次条において同じ。）の厚生労働省令で定める資格を有する者は、安全管理士については、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。以下次条第二号において同じ。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。以下次条第二号において同じ。）において産業安全に係る学科を修めて卒業した者で、その後七年以上の産業安全に係る実務の経験を有するもの
- 二 厚生労働大臣が別に定めるところにより、安全管理士の業務に関し前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

（衛生管理士の資格）

第二条 法第十二条第二項の厚生労働省令で定める資格を有する者は、衛生管理士については、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 医師、歯科医師又は薬剤師の免許を受けた者で、その後四年以上の労働衛生に係る実務の経験を有するもの
- 二 学校教育法による大学又は高等専門学校において労働衛生に係る学科を修めて卒業した者で、その後七年以上の労働衛生に係る実務の経験を有するもの
- 三 厚生労働大臣が別に定めるところにより、衛生管理士の業務に関し前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

（法第十九条の厚生労働省令で定める事項）

第三条 法第十九条（法第四十五条において準用する場合を含む。以下次条において同じ。）の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 発起人の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 役員となるべき者の氏名及び住所
- 三 定款並びに創立総会の会議の日時及び場所についての公告に関する事項
- 四 創立総会の議事の経過
- 五 中央労働災害防止協会にあつては、会員となる旨の申出をした法人その他の団体の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 六 労働災害防止協会にあつては、次の事項
 - イ 会員となる旨の申出をした事業主及び事業主の団体の数
 - ロ 会員となる旨の申出をした事業主が当該指定業種に属する事業に常時使用する労働者の総数

（設立の認可の申請）

第四条 法第十九条の設立の認可の申請は、定款及び前条各号の事項を記載した書面を添付した申請書を二通提出して行なわなければならない。

（成立の届出）

第五条 法第二十条第二項（法第四十五条において準用する場合を含む。）の成立の届出は、登記事項証明書添付した届出書を提出して行なわなければならない。

（定款の変更の認可の申請）

第六条 法第二十一条第二項（法第四十六条第二項において準用する場合を含む。）の定款の変更の認可の申請は、次の事項を記載した書面を添付した申請書を二通提出して行なわなければならない。

- 一 変更の内容及び理由
- 二 変更の議決をした総会又は総代会の議事の経過

(解散の届出)

第七条 法第三十二条第二項（法第五十条において準用する場合を含む。）の解散の届出は、解散の議決をした総会の議事の経過を記載した書面を添附した届出書を提出して行なわなければならない。

(労働災害防止規程の認可の申請)

第八条 法第三十八条第一項の労働災害防止規程の設定又は変更の認可の申請は、当該労働災害防止規程（変更の場合にあつては、変更に係る部分に限る。）及び次の事項を記載した書面を添附した申請書を二通提出して行なわなければならない。

- 一 設定又は変更の理由
- 二 法第四十条の規定により意見を聞いた者の氏名及びその意見の概要
- 三 設定又は変更の議決をした総会又は総代会の議事の経過

(労働災害防止規程の廃止の届出)

第九条 法第三十九条の労働災害防止規程の廃止の届出は、前条第二号の事項及び次の事項を記載した書面を添附した届出書を提出して行なわなければならない。

- 一 廃止の理由
- 二 廃止の議決をした総会又は総代会の議事の経過

(関係労働者等の意見の聴取)

第十条 法第四十条の労働災害防止規程の設定、変更又は廃止についての意見の聴取は、当該労働災害防止規程（変更の場合にあつては、変更前のものを含む。）を記載した書面を提示して、第一号又は第二号に掲げる者及び第三号に掲げる者から行なわなければならない。

- 一 当該労働災害防止規程に係る労働者が組織する全国的規模をもつ労働組合（これに準ずると認められる労働組合を含む。）の代表者又はその委任を受けた者
- 二 前号に掲げる者がいない場合には、当該労働災害防止規程に係る労働者を代表する者として適当であると認められる者
- 三 当該労働災害防止規程に係る事項に関し学識経験がある者

(法第四十三条第二項の厚生労働省令で定める率)

第十一条 法第四十三条第二項の厚生労働省令で定める率は、三分の一とする。

(証票)

第十二条 法第五十二条第二項の証票は、労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）様式第二十一号の二によるものとする。

労働災害防止団体法第二条第二項の規定に基づく業種

(昭和三十九年七月十一日)(労働省告示第二十二号)

労働災害防止団体等に関する法律(昭和三十九年法律第百十八号)第二条第四号の規定に基づき、同号の業種を次のとおり指定する。

一 建設業

二 陸上貨物運送事業(貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第二条第一項に規定する事業(貨物軽自動車運送事業を除く。))並びに貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)第二条第七項に規定する事業(鉄道運送事業者及び貨物自動車運送事業者の行う運送に係るものに限る。))及び同条第八項に規定する事業並びにこれらの事業に欠くことができない事業であつて労働災害の防止のための活動をこれらの事業と一体となつて行うことが適当であるものをいう。)

三 港湾貨物運送事業(港湾運送事業法(昭和二十六年法律第百六十一号)第三条第一号から第四号までに規定する事業及びこれらの事業に欠くことができない事業であつて労働災害の防止のための活動をこれらの事業と一体となつて行うことが適当であるものをいう。)

四 林業(木材製造業を含む。)

労働災害防止団体法第二条第二項の規定に基づく業種

(昭和三十九年八月十七日)(通商産業省/労働省/告示第一号)

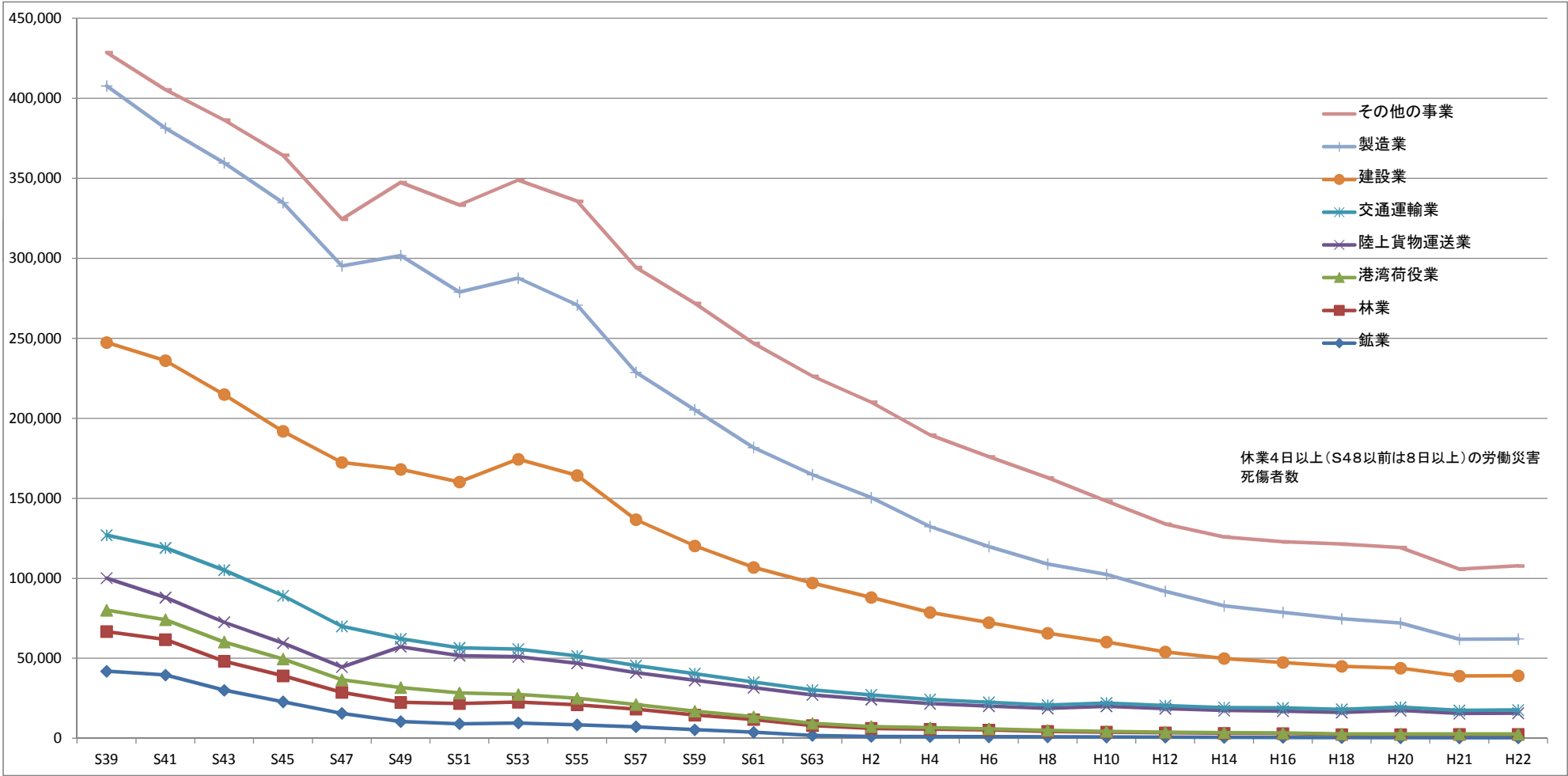
労働災害防止団体等に関する法律(昭和三十九年法律第百十八号)第二条第四号の規定に基づき、同号の業種を次のとおり指定する。

鉱業

業種別死傷災害発生状況の推移

単位:人

	S39	S41	S43	S45	S47	S49	S51	S53	S55	S57	S59	S61	S63	H2	H4	H6	H8	H10	H12	H14	H16	H18	H20	H21	H22
鉱業	41,930	39,593	30,076	22,842	15,613	10,488	9,121	9,613	8,477	7,247	5,411	3,815	1,828	1,230	1,093	989	960	837	760	628	597	476	362	345	322
林業	24,788	22,137	18,149	16,248	13,160	11,974	12,689	13,040	12,490	10,995	9,172	7,952	6,173	5,069	4,640	4,236	3,392	3,089	2,773	2,531	2,392	1,972	2,073	2,128	2,149
港湾荷役業	13,347	12,444	12,017	10,541	7,914	9,230	6,518	4,787	4,108	2,928	2,387	1,691	1,396	1,103	946	735	590	463	388	389	334	298	290	228	219
陸上貨物運送業	20,052	13,880	12,363	9,947	7,874	25,570	23,401	23,521	21,807	19,954	19,257	18,258	17,805	16,831	14,991	14,177	13,792	15,646	14,653	13,858	13,703	13,402	14,691	12,794	13,040
交通運輸業	26,849	30,990	32,562	29,508	25,455	4,957	4,812	4,865	4,626	4,407	4,258	3,509	3,034	2,935	2,666	2,407	2,065	2,092	1,872	1,880	2,011	2,012	2,059	1,965	2,009
建設業	120,420	117,036	109,722	102,840	102,400	105,867	103,683	118,568	112,786	91,170	79,781	71,602	66,851	60,900	54,357	49,788	44,886	38,117	33,599	30,650	28,414	26,872	24,382	21,465	21,398
製造業	160,324	145,302	144,748	142,886	122,828	133,699	118,723	113,159	106,481	92,059	85,053	74,849	67,752	62,404	53,653	47,587	43,293	42,269	37,753	32,921	31,275	29,732	28,259	23,046	23,028
その他の事業	20,848	23,979	26,806	29,632	29,191	45,622	54,364	61,273	64,931	65,559	66,565	65,215	61,479	59,636	57,243	56,128	53,884	45,735	42,150	43,061	44,078	46,614	47,175	43,747	45,594
全産業(計)	428,558	405,361	386,443	364,444	324,435	347,407	333,311	348,826	335,706	294,319	271,884	246,891	226,318	210,108	189,589	176,047	162,862	148,248	133,948	125,918	122,804	121,378	119,291	105,718	107,759

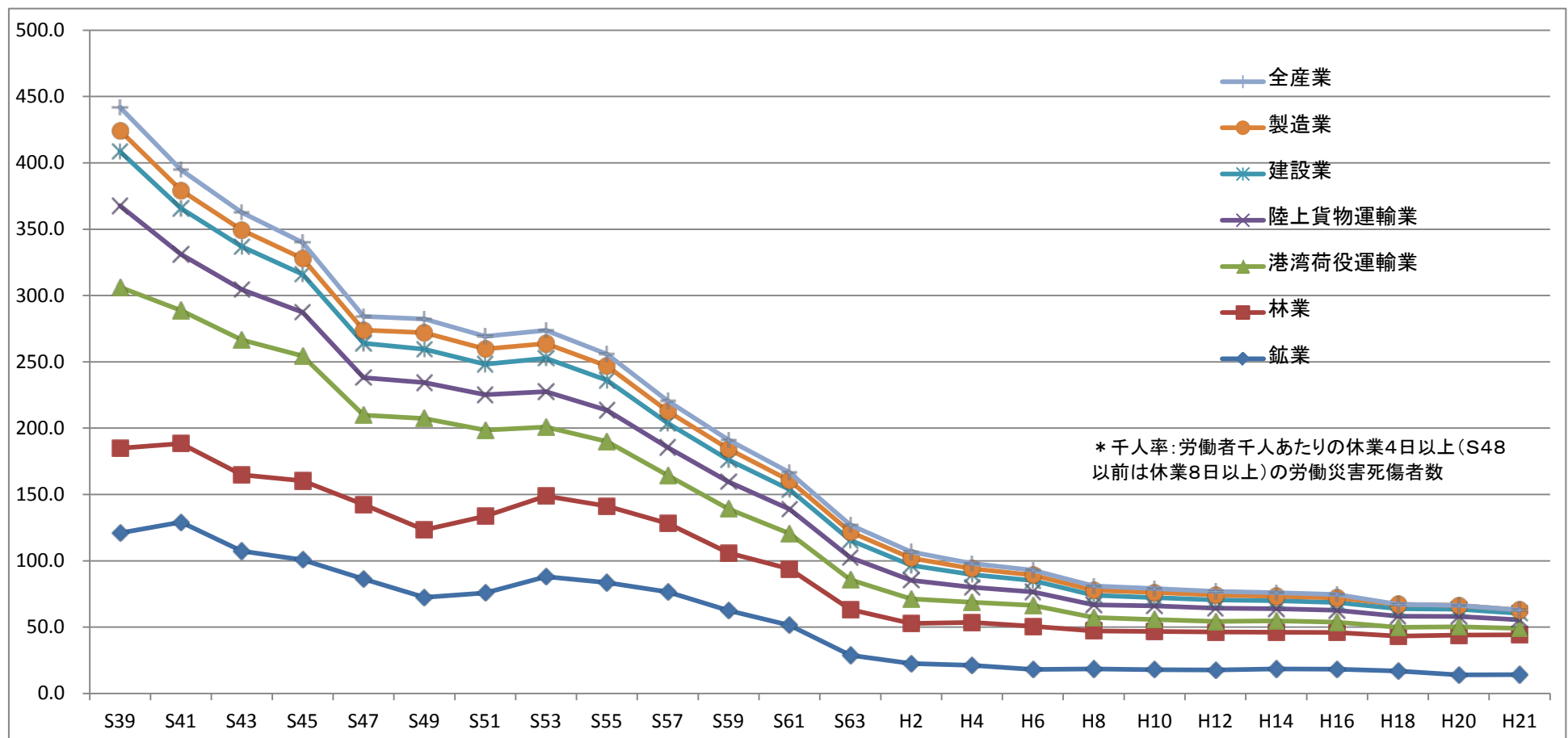


資料出所: 労災保険給付データ及び厚生労働省安全課調べ

産業別死傷千人率*の推移

単位:人

	S39	S41	S43	S45	S47	S49	S51	S53	S55	S57	S59	S61	S63	H2	H4	H6	H8	H10	H12	H14	H16	H18	H20	H21
鉱業	121.0	129.2	107.4	100.6	86.3	72.4	75.7	88.1	83.5	76.5	62.5	51.3	28.8	22.6	21.2	18.0	18.5	17.9	17.6	18.5	18.3	16.9	14.0	14.2
林業	63.9	59.1	57.4	59.7	56.0	50.9	58.0	60.8	57.8	51.6	43.4	42.5	34.5	30.2	32.3	32.7	28.7	28.8	28.7	27.7	27.7	26.3	29.9	30.0
港湾荷役運輸業	121.3	100.5	101.7	94.1	67.6	84.0	64.9	52.0	48.7	36.4	33.1	26.7	22.4	18.4	15.3	15.7	10.0	8.9	8.1	8.5	7.7	6.7	6.3	4.8
陸上貨物運輸業	61.5	42.2	38.0	32.9	28.1	27.0	26.6	26.6	23.5	20.9	20.5	18.4	16.7	14.1	11.2	10.2	9.5	10.4	9.8	9.2	8.9	8.3	7.9	6.4
建設業	40.8	34.7	32.3	28.7	25.9	25.3	23.1	25.1	22.6	18.4	16.6	14.7	13.1	11.3	9.5	8.5	7.2	6.3	6.3	6.1	6.0	5.7	5.3	4.9
製造業	15.8	13.7	12.6	12.0	10.1	12.3	11.4	11.2	10.7	9.0	8.1	6.9	6.2	5.5	4.5	4.1	3.8	3.8	3.6	3.3	3.4	3.2	3.0	2.5
全産業	17.7	15.3	13.2	11.9	10.2	10.4	9.6	9.9	9.1	7.7	6.9	6.1	5.3	4.6	3.9	3.7	3.4	3.0	2.8	2.6	2.5			

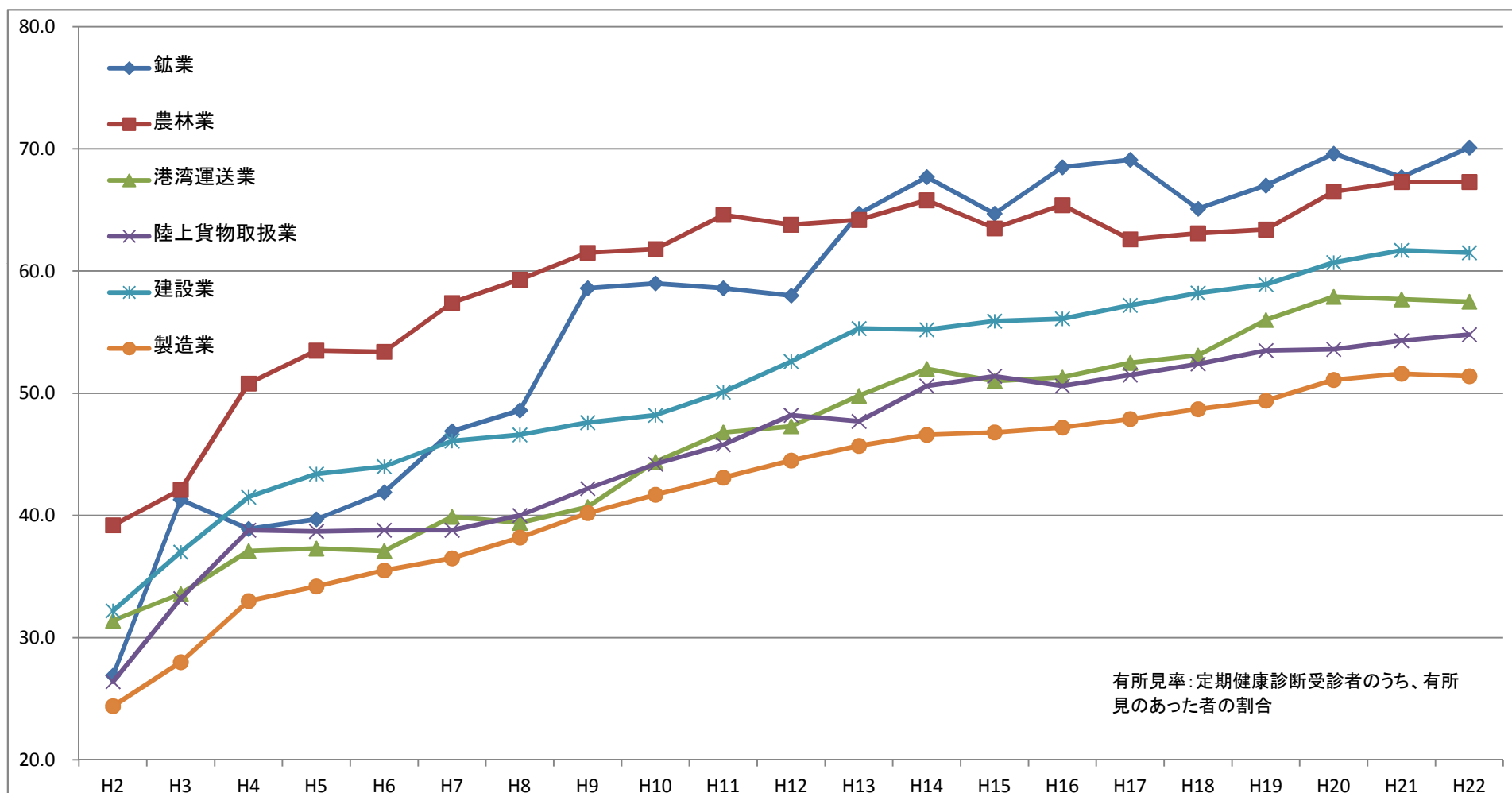


資料出所:労働者災害補償保険事業年報、労災保険給付データ

定期健康診断結果における有所見率

単位：％

	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
鉱業	26.9	41.3	38.9	39.7	41.9	46.9	48.6	58.6	59.0	58.6	58.0	64.7	67.7	64.7	68.5	69.1	65.1	67.0	69.6	67.7	70.1
農林業	39.2	42.1	50.8	53.5	53.4	57.4	59.3	61.5	61.8	64.6	63.8	64.2	65.8	63.5	65.4	62.6	63.1	63.4	66.5	67.3	67.3
港湾運送業	31.4	33.6	37.1	37.3	37.1	39.9	39.4	40.7	44.4	46.8	47.3	49.8	52.0	51.0	51.3	52.5	53.1	56.0	57.9	57.7	57.5
陸上貨物取扱業	26.4	33.2	38.8	38.7	38.8	38.8	40.0	42.2	44.2	45.8	48.2	47.7	50.6	51.4	50.6	51.5	52.4	53.5	53.6	54.3	54.8
建設業	32.2	37.0	41.5	43.4	44.0	46.1	46.6	47.6	48.2	50.1	52.6	55.3	55.2	55.9	56.1	57.2	58.2	58.9	60.7	61.7	61.5
製造業	24.4	28.0	33.0	34.2	35.5	36.5	38.2	40.2	41.7	43.1	44.5	45.7	46.6	46.8	47.2	47.9	48.7	49.4	51.1	51.6	51.4



資料出所：定期健康診断結果調べ

第11次労働災害防止計画の 目標と重点対策

3つの 目標

- ①死亡者数について、平成24年において、平成19年と比して20%以上減少させること。
- ②死傷者数について、平成24年において、平成19年と比して15%以上減少させること。
- ③労働者の健康確保対策を推進し、定期健康診断における有所見率の増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせること。

計画における安全衛生対策に係る 基本的な考え方

労働災害全体を減少させるためのリスクの低減を進めるとともに、重篤な労働災害を防止するための対策の充実を図る

8つの重点対策

第11次労働災害防止計画では、8つの重点対策を定め、対策ごとの目標を設定して取組をすすめることとしています。

1 リスクアセスメント（危険性又は有害性等の調査）及び その結果に基づく措置の実施の促進

【目標】リスクアセスメントの実施率を着実に向上させる

- 作業内容等に即した具体的な実施方法を公表し、普及を図る
- 事業場内外の人材養成を促進する

〈主な指針等〉「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」（平成18年3月10日公示第1号）

2 化学物質におけるリスクアセスメント及び その結果に基づく措置の実施の促進

【目標】化学物質におけるリスクアセスメントの実施率を着実に向上させる

- 化学物質等安全データシート（MSDS）等の活用を図る

〈主な指針等〉「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」（平成18年3月30日公示第2号）

3 機械災害の防止

【目標】機械災害を更に減少させる

- 労働災害が多発又は重篤度の高い労働災害が発生している機械等の種類ごとの安全対策の充実を検討し、必要な措置を講じる

〈主な指針等〉「機械の包括的な安全基準に関する指針」（平成19年7月31日付け基発第0731001号）

4 墜落・転落災害の防止

【目標】墜落・転落災害を更に減少させる

- 災害が多い足場、建築物における作業、荷役に係る作業等における墜落・転落災害防止対策の充実を検討し、必要な措置を講じる

〈主な指針等〉「手すり先行工法に関するガイドライン」（平成15年4月1日付け基発第0401012号）
「足場先行工法に関するガイドライン」（平成18年2月10日付け基発第0210001号）

5 粉じん障害の防止

【目標】じん肺新規有所見者数を減少させる

- トンネル建設工事、アーク溶接作業、金属等の研ま作業等に係る粉じん障害防止対策を重点とした総合的な対策を推進する

〈主な指針等〉「第7次粉じん障害防止総合対策」（平成20年3月19日付け基発第0319006号）
「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」（平成12年12月26日付け基発第768号の2）

6 化学物質による健康障害の防止

【目標】化学物質による職業性疾病を減少させる

- 化学物質に係る有害業務における作業主任者の選任・職務遂行の徹底、作業環境管理の徹底、安全衛生教育の促進を図る

7 健康診断の推進

【目標】健康診断結果等に基づく健康管理措置の実施率を着実に向上させる

- 労働者の自主的な取組を促進する
- 健康診断結果に基づく措置を徹底する
- 高齢者医療確保法に基づく医療保険者が行う措置と連携する

8 メンタルヘルス対策の推進

【目標】メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業場の割合を50%以上とする

- 過重労働による健康障害防止対策を講じる
- 労働者一人ひとりの気づきを促すための教育、研修等を実施する
- 事業場内外の相談体制の整備、職場復帰対策等を推進する

〈主な指針等〉「過重労働による健康障害防止のための総合対策」（平成18年3月17日付け基発第0317008号）
「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（平成18年3月31日公示第3号）